



阿蘇中部3町村

合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

阿蘇中部3町村合併協議会が発足



十一月十七日に行われました、3町村（一の宮町、阿蘇町、波野村）の議会において、地方自治法に基づく法定協議会の設置案が可決され、十一月十八日に「阿蘇中部3町村合併協議会」が設置されました。

同日、阿蘇いこいの村において第1回阿蘇中部3町村合併協議会（設立総会）が開催され、これまで任意協議会において確認されたことを踏まえ、今後の協議を進めていくことを確認しました。

協議会には、各町村から選出された委員が出席し、河崎敦夫会長あいさつの後、委嘱状の交付、関係規程等の協議がおこなわれました。

会長あいさつ



阿蘇中部3町村合併協議会

会長 河崎 敦夫

寒冷の候、阿蘇中部3町村の皆様におかれましては、各町村行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。任意協議会に引き続き、法定協議会の会長を仰せつかりました阿蘇町長の河崎でございます。

皆様ご承知のように、昨年八月一日に任意の「阿蘇中部4町村合併推進協議会」が発足して以来、これまで、臨時会をふくめますと十九回にわたり協議を重ねてまいりました。

その間、産山村の離脱ということもございましたが、一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村の枠組みにより、合併協議を進めていくということを確認し、ここに阿蘇中部3町村による

法定協議会の設立という運びとなつた訳でございます。これまでの関係者の皆様のご協力に対し、改めて深甚なる敬意を表すものであります。

町村の合併は、五十年、百年の大計でございます。人口の減少や少子高齢化社会の到来、国際化や情報化等に伴う行政ニーズの多様化、地方分権の推進、国や地方の財政危機、日常生活圏の拡大などの社会の変化

に対して、行財政の基盤を強化し、地域の資源を積極的に連携・活用しながら、私たちの子孫のためにより

良い町をつくつていくためには、町村の合併は避けて通れないということは、私どもにとつて共通の思いであります。そのために、これまでの任意協議会におきましても、あると

きは徹底的に議論を尽くし、またあるときはお互いの意見を尊重し、譲りあい、様々な産みの苦しみを味わいながら協議を進めてまいりました。

た。

私ども協議会委員は、残された協議事項について審議してまいりますが、今後も住民の皆様方のご理解と

ご協力をいただき、この法定協議会の目的どおり、すばらしい阿蘇市が誕生しますことを心からお願い願います。

経過報告

第一回協議会において、報告、協議、提案された事項は次のとおりです。

阿蘇郡十二町村の町村長及び議長による「合併検討会」設置。

- これまでの経緯について
- ・平成十三年八月

- ・平成十四年五月
- 阿蘇中・北部の議会議長、特別委

合併までのスケジュール

法定協議会の設置（11月18日）

合併に関する協議

新市建設計画の策定

合併協定書調印

廃置分合議決（3町村の議会）

知事の決定（県議会議決）

総務大臣の告示（合併効力の発生）

新市発足（平成17年3月まで）

員会正・副委員長の意見交換会で中部4町村と、北部2町の枠組みで協議を進めていくことが確認。

- ・平成十四年八月一日
阿蘇中部4町村合併推進協議会設置。臨時会も含めこれまで十九回にわたる協議をかさねている。
- ・平成十五年九月十七日
規約改正により、阿蘇中部3町村合併推進協議会に改称。
- ・平成十五年十月二十四日
第十八回推進協議会において、法定協議会を十一月十八日に設立するという確認。
- ・平成十五年十一月十七日
各町村議会において、法定協議会設置、規約、予算の議決。
- ・平成十五年十一月十八日
阿蘇中部3町村合併協議会の設置。
- 阿蘇中部3町村合併協議会規約について
事務局から、規約に基づき役員、委員の選出を行つたことを報告しました。

協議事項

- 協議第一号 阿蘇中部3町村合併協議会会議運営規程について
会議は原則公開とし、会議の進行についてはこれまで同様全会一致を

もつて進めることを原則とすることを確認しました。

- 協議第二号 阿蘇中部3町村合併協議会の運営に関する申し合わせ事項について
協議会の開催日はこれまでどおり原則として、毎月第二火曜日の午後一時三十分からとすることを確認しました。
- 協議第三号 阿蘇中部3町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
任意協議会と同様の取扱いをすることを確認しました。
- 協議第四号 監査委員の選任について
監査委員の選任同意が行われ、任意協議会に引き続き、一の宮町の山部謙一郎監査委員、波野村の堀昇監査委員を合併協議会の監査委員とすることが全会一致で承認されました。
- 協議第五号 合併協議項目について
合併協議項目については、任意協議会において確認された各協議事項についても確認されたものとして取り扱うことで承認されました。

提案事項

- ①新市建設計画について
新市建設計画の素案を提示し、今後この素案により県との事前協議を進めていく事を確認しました。

報告事項

○報告第一号 平成十五年度予算について
各町村議会において議決され、協議会の運営について予算の中で執行していくことを報告しました。

○報告第二号 阿蘇中部3町村合併協議会幹事会設置規程について
協議会幹事会設置規程について

○報告第三号 阿蘇中部3町村合併協議会専門部会設置規程について

○報告第四号 阿蘇中部3町村合併協議会事務局規程について

○報告第五号 阿蘇中部3町村合併協議会の傍聴に関する規程について

○報告第六号 阿蘇中部3町村合併協議会会議録等閲覧規程について

○報告第七号 阿蘇中部3町村合併協議会財務規程について
報告第二号から第七号については、協議会規約等で会長が別に定めるところとしているものです。具体的な中身については、任意協議会と同様の取扱いをしております。

②小委員会の設置について

第十八回任意協議会において「新市の事務所設置及び議會議員の選挙区定数等に関する小委員会」から報告・確認された庁舎等の新築・改築・改修等を行うにあたり、具体的な調査・審議を行うため、法的協議会において「庁舎建設等委員会」を設置することを確認しました。

なお、委員会の委員には、任意協議会における小委員会委員を引き続きお願いすることで承認されました。



次回協議会の 開催日

第5回	第4回	第3回	第2回	回数	開催予定日	場所
16年3月	16年2月	16年1月	15年12月9日	35・4011		
一の宮町	一の宮町	一の宮町	一の宮町			

第二回合併協議会は、十二月九日（火）午後一時三十分から、一の宮町就業改善センターで開催いたします。

※協議会の開催日及び開催時間は毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。なお法定協議会設立後の協議会開催予定は基本的には次のようない計画を持っておりますが、会場等については、今後の合併協議会だより、または町村役場、合併事務局等にご確認ください。

合併協議会名簿

職名	氏名	役職
会長	河崎敦夫	阿蘇町長
副会長	渡邊力丸	一の宮町長
副会長	市原新	波野村長
委員	岩下直昭	熊本県阿蘇地域振興局長
委員	家入哲也	一の宮町議會議長
委員	宮崎昭光	一の宮町議会副議長・合併問題調査研究特別委員会委員長
委員	古木孝宏	一の宮町議会総務常任委員長
委員	笛田陽三	一の宮町学職経験者
委員	森下幸美	一の宮町学職経験者
委員	阿蘇品清二	一の宮町学職経験者
委員	園田盡	一の宮町学職経験者
委員	志賀聰雄	一の宮町学職経験者
委員	松永勲	阿蘇町議會議長
委員	家入澄雄	阿蘇町議会副議長
委員	高藤拓雄	阿蘇町議会町村合併研究特別委員会副委員長
委員	松村勝美	阿蘇町収入役
委員	西岡ヤス子	阿蘇町女性の会代表
委員	丸山信義	阿蘇農業協同組合代表理事組合長
委員	小笠原徹朗	阿蘇町観光協会会長
委員	森山幸義	阿蘇町区長会長
委員	水野日出男	波野村議會議長
委員	後藤新一	波野村議会合併問題調査研究特別委員会委員長
委員	山口定喜	波野村議会合併問題調査研究特別委員
委員	阿南洋	波野村商工会会長
委員	市原正次	波野村農業委員会会長
委員	阿南輝和	波野村駐在員会会長
委員	岩瀬葉津子	波野村生活研究グループ連絡協議会会長
委員	大塚國勝	波野村教育長
監査委員	山部謙一郎	一の宮町監査委員
監査委員	堀昇	波野村監査委員

阿蘇中部3町村合併協議会もいよいよ法定協議会として活動することになりました。任意協議会期間中には十八回にわたる協議会を開催し、協定項目の調整を図つてきました。

現在の各町村自治体がなくなり、一つに統合されるということに対する意識の抵抗は、はかりしれないものがあることをひしひしと感じます。

しかしながら、国家的情勢により、財政の状況が悪くなり、国の支援なしでの市町村財政では、よほどの自主財源がない限り、現状の住民サービスを維持することは到底困難であると思っています。

十一月十八日よりは、法定協議会として将来の展望にたち、新しい『阿蘇市』建設に向かつて協議を進めていくことになりました。協議会事務局では、今後も各協議会の状況をお知らせしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

編集後記